第10号様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所若しくは事業所を有する法人が、第6号様式、第6号の2様式又は第6号の3様式(法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に係るものに限ります。)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。ただし、主たる事務所又は事業所(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し1通を添付してください。
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。

2 各欄の記載のしかた

各欄の記載のしかた 欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明	
	細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を	
	併記します。	
2 「法人税法の規定によって計算	第6号様式の申告書に添付する場合は、法人税の申告書別表	(1) 連結法人及び連結法/
した法人税額①」	1の 10 欄の金額(この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の 40	であった法人は、記載し
	%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)	ないください。
	を記載します。	(2) 都道府県内に恒久的加
	なお、()内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別	設を有する外国法人は、
	表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の	
	承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の	
	特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5	
	の欄の金額)並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表	
	1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	
		(1) 連結法人及び連結法
税額の特別控除額②	れ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。	であった法人は、記載
	(1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係	
	る法人税額の特別控除)(同条第2項及び第3項の規定によ	, , , , , , , , , , , , ,
	り読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額	設を有する外国法人は、
	法人税の明細書(別表6(8))の24の欄の金額	記載しないでください。
	※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	究費に係る法人税額の特別控除)(同条第5項又は第6項の	
	規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係	
	る金額は記載しないでください。	
	(2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る	
	法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除	
	きます。) 法人税の明細書 (別表 6 (10)) の11の欄の金額	
	(3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域にお	
	いて機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に	
	係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額	
	(4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域	
	において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規	
	定に係る金額 法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金	
	額	
	(5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業	
	の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法	
	人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除き	
	ます。) 法人税の明細書(別表6(19))の19の欄の金額	
	(6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域	
	等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控	
	除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人	
	税の明細書(別表 6 (20)) の18の欄の金額	
	(7) 租税特別措置法第42条の12第1項又は第2項(地方活力向 上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特	
	別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)	
	法人税の明細書(別表6(21))の31の欄の金額	
	(8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体	
	の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別 控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(22))の	

	10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25))の24の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27))の22の欄の金額	
4 「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の3の④の「計」の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
5「退職年金等積立金に係る法人 税額④」	第6号様式又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、 法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人 であった法人は、記載し ないください。 (2) 都道府県内に恒久的施 設を有する外国法人は、 記載しないでください。
6「差引計⑤」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) 第6号様式の申告書を提出する法人 (4) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人 ①+②-③+④の金額 (中) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表 1の⑦の欄の金額 (ハ) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人 第6号様式別表 1の2の④の欄の金額 (2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ⑤の欄の金額	
7「所得金額」 (⑥から⑩までの欄)	第6号様式又は第6号の3様式の申告書に添付する場合に次のように記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 (1) ⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を⑥の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額で区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、第400万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、第400万円を超えるときはこれを年400万円と超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び⑧の各欄に記載します。	気供給業、ガス供給業、 保険業及び貿易保険業を 行う法人)は、記載する 必要はありません。 (2) その事業年度が1年に 満たない場合において、 所得の金額が400万円 を 超え800万円以下である ときの⑦の欄の金額欄の 金額(端数を切り捨てる 前の金額)を控除して第 出し、所得の金額が800 万円を超えるときの⑧の 欄の金額は、所得の金額 から⑥及び⑦の各欄の金

			いて3以上の都道府県に 事務所等を設けて事業を 行う法人で資本金の額又 は出資金の額が1,000万 円以上の法人をいいま す。
8 [付加価値額⑪」	第6号様式又は第6号の3様式の申告書に添付する場合に、 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が 第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。	7.0
		まり 写像式が表もの 200回の欄の金額を記載します。 この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り	
	W. I. I. W. I. I.	捨てた金額を記載します。	
9 1	資本金等の額⑫」	第6号様式又は第6号の3様式の申告書に添付する場合に、	
		法第72条の2第1項第1号イ(外形対象法人)に掲げる法人が	
		第6号様式別表5の2の2の個の金額を記載します。 この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額	
		が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り	
		った金額を記載します。 ************************************	
10 FJ		第6号様式又は第6号の3様式様式の申告書に添付する場合	
		に、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様	
		式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会	
		社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険	
		会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦	
		の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑲の欄の金	
		額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の図の「課税標準」	
		の欄の金額を記載します。この場合において1,000円未満の端数	
		があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数	
11 F		金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとにその名称	
111 '	事伤[月又は尹未月]	一個	
事	12「分割基準(単位=)」	「(単位=)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位	
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	を記載します。	
業	13 事務所又は事業所ごと	(1) 事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごと	本社と工場が併置されて
	に記載する「分割基準」	にその小計を付して記載します。	いる場合、工場と支店等が
税	の各欄	(2) 上段の()内には、法第72条の48第4項第1号ただし書	併置されている場合には、
		に規定する事業所等(「以下「工場である事業所等」といい	
		ます。)について、同号ただし書の規定を適用する前の当該	
		工場である事業所等の従業者数を記載します。	す。
		(3) 事務所又は事業所の固定資産の価額に1,000円未満の端数が あるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数がある	
		とき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があ	
		るときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	14「分割課税標準額」	(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑨の欄を除きます。)	電気供給業若しくは製造
	(⑭から⑳までの欄)	の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1	業、電気供給業、ガス供給
		単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの	業、倉庫業、鉄道事業若し
		分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごと	くは軌道事業以外の事業の
		の小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当	分割課税標準額を計算する
		たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して	ため課税標準額を二分した
		得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のまたがはのまたが表点以下の数値があるときは、当該小数点以下	金額又は鉄道事業若しくは
		の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に 相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載し	軌道事業とこれらの事業以 外の事業とを併せて行う法
		(日当) る数の位列下の部方の数値を切り指くた数値を記載します。	人の分割課税標準額を計算
		00 02 03 03 04 05 05 05 05 05 05 05	するため課税標準額をそれ
		が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り	ぞれの事業に係る売上金額
		捨てた金額を記載します。	により按分した金額につい
			て1,000円未満の端数があ
			るとき、又はその全額が1,
			000円未満であるときは、
			その端数金額又はその全額
1			を切り捨てた金額を記載し

			ます。
	15「分割基準」	事務所又は事業所ごとに記載するほか、同一都道府県ごとに	事業税の分割基準の数値
道		その小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村	と一致する場合は記載する
		に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に	必要はありません。
府		区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	
	16「分割課税標準額②」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県	東京都の特別区と市町村
県		民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの	に事務所等を有する法人の
		分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額	東京都分は、特別区分と市
民		に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数	町村分に区分し、市町村分
		値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課	については、各市町村ごと
税		税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小	に記載します。
		数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち	
		当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の	
		位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。	
		(2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が	
		1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切	
		り捨てた金額を記載します。	

分割基準については、次の取扱いによってください。

1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次の・から・までに掲げる事務所又は事業所にあっては、それぞれ・から・までに定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。

(1) 算定期間の中途で新設された事務所又は事業所

算定期間の末日現在の従業者数× 新設された日から算定期間の末日までの月数 算定期間の月数

(2) 算定期間の中途で廃止された事務所又は事業所

廃止された月の前月末現在の従業者数× 廃止された日までの月数 算定期間の月数

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の2倍を超える事務所又は事業所 算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数

算定期間の月数

2 事業税

- (1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。
 - (4) 製造業 課税標準額の総額を事業年度終了の日の事務所又は事業所の従業者の数(道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所又は事業所に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じ。)に按分します。 なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数(その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数)の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。
 - (ロ) 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
 - (i) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(以下「小売電気事業」といいます。)(これに準ずるものとして規則第6条の2第1項で定めるものを含みます。) 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じ。)現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
 - (ii) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業(以下「一般送配電事業」といいます。)、同条第1項第10号に規定する送電事業(以下「送電事業」といいます。)(これに準ずるものとして規則第6条の2第2項で定めるものを含みます。)及び電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。
 - □に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事務所又は事業所の所在する道府県において事業年度終了の日現在に発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。以下同じ。)と電気的に接続している電線路(電圧が66キロボルト以上のものに限ります。以下同じ。)の電力の容量に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
 - (二) 事務所又は事業所の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合 課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
 - (iii) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業(以下「発電事業」といいます。)(これに準ずるものとして規則

第6条の2第4項で定めるものを含みます。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによります。

- □に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の4分の3に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの発電所の用に供する有形固定資産の価額に、課税標準額の総額の4分の1に相当する額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- 二 事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (n) ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所又は事業所ごとの有形固定資産の価額に按分します。
- (二) 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の単線換算キロメートル数に按分します。
- (ホ) その他の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の事務所又は事業所の数を合計した数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所又は事業所の従業者の数に按分します。
- (2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。
- (3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。 なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの 数値を併記します。
- (4) 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。
 - (4) 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業、送電事業及び発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限ります。)以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(ii)に定める分割基準
 - (ロ) 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合((イ)に掲げる場合を除きます。) (1)(ロ)(iii)に定める分割基準
 - (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準
- (5) (4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、(3)及び(5)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、(4)の(4)から(n)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。
- (6) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合は、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は 軌道事業に係る部分については(1)(二)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業の うち主たる事業について定められた分割基準によります。